

平成18年第4回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成18年12月22日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 発言の取り消しについて
- 日程第4 議案第80号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第81号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第82号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第83号 本巢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第84号 消防組織法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第9 議案第85号 本巢市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第86号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第87号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第88号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第13 議案第89号 本巢市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 日程第14 議案第95号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第96号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第97号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第98号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第3号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第4号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第5号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第6号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第23 認定第7号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第24 議案第99号 工事請負契約締結について（糸貫川多目的広場（1工区）整備工事）
- 日程第25 発議第7号 全国森林環境税の創設を求める意見書について
- 日程第26 委員会の閉会中の継続審査申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番 黒田芳弘
4番 臼井悦子
6番 高橋勝美
8番 道下和茂
10番 中村重光
12番 若原敏郎
14番 後藤壽太郎
16番 大熊和久子
18番 戸部弘
20番 遠山利美

2番 船渡洋子
5番 高田文一
7番 安藤重夫
9番 浅野英彦
11番 村瀬明義
13番 瀬川治男
15番 上谷政明
17番 大西徳三郎
19番 高橋秀和
21番 鵜飼静雄

欠席議員（1名）

3番 鏑本規之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---------------|------|------------------|------|
| 市長 | 内藤正行 | 助役 | 高木巧 |
| 収入役 | 守屋太郎 | 教育長 | 高橋茂徳 |
| 総務部長 | 土川隆 | 企画部参事兼 総合企画課長 | 鷺見良雄 |
| 市民環境部長 | 杉山勝美 | 健康福祉部長 | 島田克廣 |
| 産業建設部長 | 服部次男 | 上下水道部長 | 林賢一 |
| 教育委員会 事務局長 | 堀部秀夫 | 林政部長 | 藤原俊一 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 坪内博 | 議会書記 | 杉山昭彦 |
| 議会書記 | 川口直紀 | | |

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

これより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号20番 遠山利美君と21番 鶴飼静雄君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告について

○議長（上谷政明君）

これより日程第2、諸般の報告を行います。
初めに、総務企画委員会からの報告をお願いします。
総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

総務企画委員会から報告いたします。
12月8日午前9時から、本庁舎第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。
委員会には委員7名が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、土川総務部長、宇野企画部長、藤原根尾総合支所長ほか関係職員の出席を求め、付託案件7件と協議案件1件について慎重に審査いたしました。
初めに、総務部関係の付託案件、議案第80号、81号、82号、83号、84号、認定第2号及び協議案件、第96号、続いて企画部関係の付託案件、議案第85号、認定第2号及び協議案件、議案第96号と議会関係の行政改革検討項目についてを審査いたしました。
協議案件、議案第96号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務部、企画部及び根尾総合支所に属する予算については、質疑がありませんでした。
議会関係、行政改革検討委員会からお願いされている行政改革検討項目のうち、公共交通機関については、今後も当委員会で継続して審査することといたしました。
以上、総務企画委員会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会からの報告をお願いします。
文教福祉委員会委員長 大熊和久子君。

○文教福祉委員会委員長（大熊和久子君）

議長の命により、文教福祉委員会に付託された案件について報告いたします。

12月11日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、高橋教育長、杉山市民環境部長、島田健康福祉部長、藤原根尾総合支所長、堀部教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め、付託案件4件と協議案件1件について慎重に審査いたしました。

初めに、市民環境部関係の付託案件、議案第89号、認定第2号、認定第3号、認定第4号及び協議案件、議案第96号、議案第97号、続いて健康福祉部関係の付託案件、認定第2号及び協議案件、議案第96号、続いて教育委員会関係の付託案件、認定第2号と協議案件、議案第96号の審査を行いました。その後、議会関係の行政改革検討項目についての確認を行いました。

議案第96号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民環境部に属する予算については、質疑はありませんでした。

議案第96号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第3号）のうち、健康福祉部に属する予算については、島田健康福祉部長から、克雪対策事業補助金交付要綱についての補足説明を受けました。1回につきとはどういう意味なのかとの質問に、屋根の雪おろしが必要な雪が1回降るごとにということでありますとの答弁でした。

業者には間伐材を有効活用していただけるよう周知してほしいとの質問に、広報等で周知したいとの答弁でした。

委員会では以上のような意見でありました。

議案第96号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第3号）のうち、教育委員会に属する予算については、質疑はありませんでした。

議案第97号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、根尾診療所は現在、入院をなくし外来患者の充実を図っているが、その効果はどうかとの質問に対し、利用率は前年対比105.2%でありますとの答弁でした。

また、一般会計からの1億1,700万円の繰り入れは適切であるかとの質問に対し、繰り入れは少ない方がよいが、現状はこのような状況であるので、御理解をお願いしたいとの答弁でありました。

議会関係、行政改革検討委員会からお願いされている行政改革検討項目については、当委員会では行政改革項目とは離れた形で検討していくことで確認しました。

終了後、どんぐり村、幼児療育センター等、福祉施設の現地視察をいたしました。

以上、文教福祉委員会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会からの報告をお願いします。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会の報告をいたします。

12月12日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、服部産業建設部長、林上下水道部長、藤原林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件7件と議案2件について、慎重に審査いたしました。

初めに、市道認定路線の現地視察をいたしました。

続いて、産業建設部・林政部関係の付託案件、議案第87号、議案第95号、認定第2号及び協議案件、議案第96号、続いて上下水道部関係の付託案件、議案第86号、認定第2号、認定第5号、認定第6号、認定第7号及び協議案件、議案第98号の審査を行いました。

その後、議会関係の行政改革検討項目についての確認を行いました。

議案第96号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設部及び林政部に属する予算については、服部産業建設部長から、国道303号線の信号機は今年度内に設置、モレラ西早野地内道路は年内完成予定、糸貫川橋年度内完成予定との補足説明がありました。

また、歳入の25万円は、もとバスベンチ15基設置に林政費の補助制度を利用して事業を実施いたしましたと藤原林政部長から補足説明がありました。

委員からは、道路が新しくなるごとに交通弱者の対応に不備な部分がある。屋井黒野線モレラ北付近の対策を考えてほしいとの質問に、服部産業建設部長から、県に対しても話をしています。再度検討していきたいとの答弁でした。

議案第98号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）については、今後、全体の予算の概要について提出してほしいとのお願いに、高木助役から、今後資料を提供いたしますとの答弁でした。

続きまして、議会関係、行政改革検討委員会からお願いされている行政改革検討項目については、当委員会では行政改革項目とは離れた形で検討していくことで確認をいたしました。

以上、産業建設委員会の報告を終わります。

日程第3 発言の取り消しについて

○議長（上谷政明君）

日程第3、発言の取り消しについてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、鏝本規之君から、12月19日の市政一般質問事項について、会議規則第65条の規定により一部取り消しの申し出がありました。この申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発言の取り消しについては許可することに決定いたしました。また、この申し出書の取り消し部分に対する市長の答弁についても同時に削除されますので、御報告します。

日程第4 議案第80号から日程第9 議案第85号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第4、議案第80号 本巣市役所支所設置条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第85号 本巣市計画審議会条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第80号から議案第85号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

総務企画委員から報告いたします。

議案第80号 本巣市役所支所設置条例の一部を改正する条例については、地元自治会に説明をしてほしいとの質問に対し、宇野部長から、12月4日の本巣地域自治会長会時に地元自治会長7名に説明いたしました。今後、基幹集落センターにて班長以上の方に集合を願い、説明会を開催しますとの答弁でした。

議案第81号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、特に報告すべきことはありませんでした。

議案第82号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第83号 本巣市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第84号 消防組織法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、質疑はありませんでした。

議案第85号 本巣市計画審議会条例の一部を改正する条例については、現在の委員は18名であるが、今回改正で15名とのことでありますが、3名減はだれかとの質問に、宇野企画部長から、総体的な15名の中で検討させていただきたいとの答弁でした。

議案第80号については賛成多数で、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号まで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（上谷政明君）

議案第80号 本巣市役所支所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

この件について二つ伺いたいと思いますが、一つは、今委員長報告にありました、委員会の中で

基幹集落センターで班長以上の説明会を持つ方向だという話がありまして、それは委員会のときの話で、それ以降、今日までにどういう状況になっているのかという点の一つ。

もう一つは、もともこの問題について地元との関係はどのように調整をされてきたのかという点です。聞くところによりますと、7月ぐらいに地域の自治会長さんたちが連名で、お願いということで文書を出されたというふうに聞いておりますし、それ以降9月に、また違った形で署名が出されたという状況がありますけれども、もともと以前からどういう形で地元との話し合いがなされてきたかということについて、市としての対応についてお伺いをしたいというふうに思います。2点です。

○議長（上谷政明君）

委員長。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

総務常任委員会の中では、宇野企画部長から、先ほど御報告いたしましたように答弁がありました。その後については、執行部の方の答弁でお願いします。

○議長（上谷政明君）

ちょっと休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

それでは、答弁を鷺見企画部参事兼総合企画課長から答弁します。

○企画部参事兼総合企画課長（鷺見良雄君）

去る12月4日に本巢地域の自治会が開催されました。その30分前に、関係自治会長7名の方にお集まりをいただき、今後の住民説明会等の持ち方について御協議をいただきました。早い期間にそういう説明会を開いてほしいという要望が出ましたので、神海の自治会長さんを窓口にして、説明会を地元が望まれる中で、一人でも理解をいただくように説明会を開催するということで、地元調整をお願いしているのが現状でございます。以上です。

○議長（上谷政明君）

もう1点、助役 高木巧君。

○助役（高木 巧君）

同様趣旨の御質問のような理解をさせていただきましたので、ただいまのような答弁になりましたが、ひとつよろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

たしか7月に7人の自治会長からお願い文書が出されたと思うんですね。それが出されるに至る以前の経過の中で、地元でどういう働きかけなり、話し合いをされたのか。簡単に言うと、もう廃止しますよという通告をされた、その結果そういう文書が出たのか、廃止について今施設として考えているんでどうですかと問いかけをした結果そういう文書が出たのか、どちらなのでしょう。

○議長（上谷政明君）

鷺見企画部参事兼総合企画課長。

○企画部参事兼総合企画課長（鷺見良雄君）

御存じのとおり、この問題については、平成18年3月に本巢市の行政改革大綱が制定されました。その中で、議会の皆様方も御存じのとおり、この連絡所の廃止について、今年度1年かけて十分検討していくという課題をいただいて、職員の中で検討をしている経過で、廃止を前提としながら問題を整理していく中でいろいろな問題が出てきております。その過程で、地元の皆さんからそういう形で要望が出されてきたという経緯だろうと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

今度はあえて答弁してもらわなくて結構ですけれども、結論的に言うと、今までこの連絡所の現状等をいろいろ聞かせていただいて、廃止した場合の代替措置についても対応されていくという状況の中で、あえて反対する気はありません。ただ、今お伺いした理由は、市としていろいろ方針を決めることは当然ですけれども、その方針イコール最終決定ではないということで、だからその方針を決めたときに関係者といろんな話し合いをきちんとしてした上で、合意を得て最終決定するとか、そういう一つのルールづくりをきちんとしてほしいなというふうに思って申し上げます。

全部企画の話ばかりで、部長がおらんときに申しわけないけれども、これは総務か。例えば投票所の話も、地元におろした文書では素案と書きながらも、現実にはほぼ決定みたいな形でおろされてきているんですね。素案はあくまでも素案、決定は決定。だから、そうやって一つ一つの段階をきちんと経た上で物事を進めていく、そうしないとやっぱり住民の理解が得にくい部分がある、また反発を生む部分もあるというふうに思うので、そのあたりがこの件についてはどうだったのかということをお伺いしたかったわけでありまして。

結論的には、先ほど申し上げたようにあえて反対はいたしませんけれども、そのあたりは念頭に置いて、今後いろいろな問題に取り組んでほしいということだけ申し上げておきます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 白井悦子君。

○4番（白井悦子君）

私は過去2回にわたり、当議会での一般質問で、地域住民の要望でもあります外山連絡所の存続をお願いしてまいりました。ここに当関係条例の改正に伴う外山連絡所の廃止は、高齢化が進む今日、地域住民の立場から各種相談窓口サービスの低下を招くものと考えますので、この条例の改正については反対いたします。

○議長（上谷政明君）

次に、反対討論がありますので、原案に賛成の発言を許しますが、ありませんか。

[挙手する者あり]

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

こういった連絡所、支所、あるいはもう少し具体的に言うならば診療所関係もそうなのですが、住民と密接となった施設での機能を閉鎖していくというのは大変忍びない状況は、市民も、あるいは執行部も議会も同じ思いだろうと思います。

しかしながら、そうした利用状況を効率よく行政的に改革を進めていかなければならない事態に今般の社会情勢はなってきたということをもう一度認識する中で、その機能をどこで移管していくかという中で、今回民間委託も含め、郵便局、農協も含め、業務の委託をしていくことによって、住民サービスの低下を招かないような形で住民にサービスを提供していくという経過の流れの中の一つの政策であるというふうに私は理解をいたします。

今、反対討論の中であった、いろいろ今まで住民と非常に密接のあった連絡所が閉鎖をすることは、御説のとおり非常に住民にとっては心の中でわだかまりもあり、あるいは悲しい思いもあり、行政に対する不信が募る部分もあるでしょうが、機能そのものは残すという点について施策を打っておられるこの条例改正でございますので、私は賛成すべきものとして討論させていただきます。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第80号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第81号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第81号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第82号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第82号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第83号 本巢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例につい

てを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第83号 本巣市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第84号 消防組織法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第84号 消防組織法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第85号 本巣市計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

計画審議会の委員数の減員ということでありますけれども、先ほどの委員長報告によりますと、3人減った分については、全体の中で考えていくという報告でありました。もともとこうした審議会ということについては、専門的な、あるいは一般の住民のいろんな幅広い意見を集約して、それを市政に生かしていくという意味でつくられています。それを考えたときに、こういう減数する機会ですので、今、議会からも選出されておりますけれども、例えば都市計画審議会みたいに上部の法律で議会の参加が義務づけられているものではありませんので、そうしたものについては極力議会の関与をなしにして、その分本当の専門家、今で言うと岐阜大学の先生が1人見えますけれども、そうしたいろんな形の専門家をお願いして、より充実したものにすることがいいのではないかとこのように考えていますが、そうした委員の問題については、今の段階ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（上谷政明君）

委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

その問題について、宇野企画部長の方から、議会の方から人数を減らすということではなく、その団体全体の各識見者の中から減らすということでありました。

議会の方からの考え方については、執行部の方でお願いします。

○議長（上谷政明君）

補足説明、助役 高木巧君。

○助役（高木 巧君）

ただいまの御質問にお答えをいたしたいと思えます。

今回は、先ほど議員御指摘のとおり20名の定員を15名ということで、これも計画審議会を含めまして提案理由に述べさせていただいておりますように、附属機関の定数の見直しという中で進めさせていただいております。

そこで御質問の趣旨は、市議会議員をこの審議会に委員として選任する従来の方向についていかなものかというようなこと、議会の関与を極力減らす方向での考え方がされないのかというようなお話かと思っております。

計画審議会に御審議をいただきます市の総合計画は、当議会におきましても、その10年分の基本構想につきましては、議会の議決を要することになってございますので、これは既にお認めをいただいて、現在それに基づき運用させていただいておりますが、一方、その下部計画であります基本計画、これが前期・後期の5年、トータル10年というものと、さらにその下に実施計画なるもので構成をされておるわけでございます。そこで、私ども執行部といたしましては、そういった計画審議会における審議の過程で、現在18名の委員さんをお願いをしておるという状況でございますが、うち3名が議会選出の委員さん、残り15名が各界各層、これは県の機関も含めまして、市内

の各階層の方々から委員にお願いをいたしております。

そこで、執行部が案として作成をいたしましたたき台、原案をそういった方々で御審議いただくわけですが、これにつきましては、それぞれ生活者の立場・目線での御審議を各界各層の識見の方々をお願いを申し上げておるところでございますし、そういったところからの生の声を聞かせていただく。一方で議会の議員につきましては、私ども先ほども申し上げましたように、基本構想の御承認をいただくという立場もございますし、各議員さんにおかれましては、それぞれ長い経験等もお持ちの中で、さらに議会審議がなされるということから、また今後、この広域計画、基本構想の下の前期・後期の計画につきましても、私どもの執行部案を計画審議会等に諮っていくわけですが、そうした中で、この計画につきましては議会の承認を得るということにはなってございませんので、そういう中で、当初から議会の皆様方と同じ生活者の意見を踏まえた、そういう計画づくりに、当然私どもとしては責任上そういう立場でございますので、あくまで議会の皆様方と同じ両輪の中でこの計画が進められるよう、議員の皆様方にも引き続き委員として御就任をいただく、その必要性があるのではないかと考えております。ただ、その人数につきましてはいかがなものかということは、私どもとしては、御提案もございますし、そういった御指摘につきましては研究をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

現段階で、先ほどの答弁をいただいて、それ以上論議していてもまだ今の段階でどうこうというふうにならないと思うので、もうやめましたけれども、基本的には、先ほど申し上げたように議会は議会としての役割があります。責任もあります。同時に執行部は執行部としての権限、責任、いろいろあって、その中で、審議会というのは執行部の責任範囲の中で行われるものですね。あくまで執行権の範囲の中で行われるものです。そこに議員が、一部ですけれども入ってやる。それをまた議会で審議する。執行部にとっては議会の承認を得やすい形態にはなっていると思うんですけれども、やっぱり本来の形ではないというふうに思うんで、こういう機会にそのあたりの見直しをしていくという、結論的にどうこうというふうには言えないにしても、やっぱり検討をしてみたいというぐらゐの答弁があれば賛成しようと思っておりましたけれども、ないので反対をいたします。

○議長（上谷政明君）

原案に反対者の発言がありました。原案に賛成者の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西君。

○17番（大西徳三郎君）

私には反対する理由がありませんので、賛成をいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第85号 本巣市計画審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第86号及び日程第11 議案第87号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第10、議案第86号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてと日程第11、議案第87号 本巣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第86号と議案第87号については、産業建設委員会に付託してありますので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは報告させていただきます。

議案第86号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第87号 本巣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、改正前の土地と改正後の敷地の違いはとの質問に、服部産業建設部長から、字句の変更のみで内容としては変わらないとの答弁でありました。

議案第86号、議案第87号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（上谷政明君）

議案第86号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたしま

す。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第86号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第87号 本巣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第87号 本巣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第88号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第12、議案第88号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

この後期高齢者医療制度の問題については、9月議会のときにもいろいろ問題を申し上げました。そのことも含めながら幾つかお伺いをしたいと思います。

今回の規約について、例えば第7条で議会の組織について述べています。その中で、議員については市町村長、副市町村長または監査委員42人、市町村議会議員7人というふうになっています。これを見ると、圧倒的部分がいわゆる執行部側で占められる。議会側は本当に49分の7、7分の1ということで、非常に偏った構成になっていると言わざるを得ません。こういう構成で本当に市町村民の声が正しく反映できるかどうか、非常に疑問を感じざるを得ません。この議会の構成については見直すべきではないかというふうに思っていますが、その点についてのお考えをお伺いしたいというのが第1点であります。

それと、この規約の中では必ずしも明確になっていない部分があります。また来年の2月ですか、それぞれいろんな条例等専決処分をされていくというふうに思いますけれども、これからの体制、あるいは取り組みとして、広域ということで岐阜県一本になる、しかも構成が先ほど言ったような状態であれば、議会への報告義務は一体どうなるのかということが一つ。それと、それぞれの市町村における住民の意思の反映、特に後期高齢者、該当者の意思の反映。あるいは、例えば保険料を決める場合にも、そうしたそれぞれの地域の実情がどこまできちんと把握され、反映されていくのか。そういった点について不安がありますが、その点についてどういうふうに考えているのか。

特に9月にも申し上げましたように、県一本になるということによって、行政的には非常に便利だろうし、国あるいは県、自治体等の負担も軽減できる部分があるかもしれません。けれども、今、例えば岐阜県だけで見てもいろんな市町村がある中で、それぞれの行政において医療費の抑制、あるいは予防、いろんな形で努力をしている。その中で格差が相当生じていますね。一本化することによって、そうした努力をしてもしていなくても、基本的には恐らく平均値をとられていくということになって、努力したかいがないということも生まれ得るだろうと思うんです。

そうしたことを考えてみたときに、実際にそれぞれの地域の、先ほど言いました実態に合わせた保険料になっていくかどうかということが非常に重要な問題だと思うんです。行政的にはいいかもしれないけれども、利用者、あるいは住民にとってはどうなのかということも同時に考えなければならないというふうに思っていますので、そのあたりの明確になっている部分、あるいはお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、まず1点目でございますが、住民の声が届くかというようなお話だろうと思っており

ます。これにつきましては、私どももこういった大きな枠の中でやっていきますので、若干心配がないということもないわけではございませんけれども、とりあえず今回の後期の高齢者医療制度につきましては、医療制度改革の柱ということで打ち出されておるものでございます。広域連合の財政リスクの分散、それから負担と給付のバランスのとれた制度構築を目指すものと受けとめております。

市は、今後こういった医療制度全体の安定性のみならず、健康づくりや在宅医療等の関係を図りながら、この制度が高齢者の健康と安心を支える改革となるように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをいただきたいと思っております。

それからあと報告義務等の関係でございますが、先ほど定数の中の42名の中のお話が出てきました。議員推薦が7名になるわけですが、そういったことのバランスの件もお話が出てまいりました。そういったこともいろいろ検討されて、こういった数字が出されたということをお聞きしております。当然、これから議会で推薦をしていただくような形になろうかと思えますけれども、代表として広域連合へ出ていかれる方については、地域、市民の意向、やはりそういったものを十分把握しながら、いろいろとお話をさせていただくだろうというふうに考えております。よろしくお願いをしたいと思っております。

それからあと保険料等、そういったものにつきましても、今回、ほぼ案ということで出されております。全国平均で6,200円ほどの数字が出されておりますが、こういったものも広域連合の中で十二分に検討されながら、今後こういった保険料についても出されると私どもも思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

再質問は市長にお願いいたしますが、先ほど申し上げたように、基本的に執行部寄りの議会構成になっていくということがまず不自然だと思えますね、私は。例えば、旧本巢郡でつくっている介護保険の本巢広域連合でいえば、執行部側は、基本的に議会、執行部、同等な立場で出ているわけです。これに限っていえば、7分の6が執行部側という構成自体がやっぱり不自然だというふうには言わざるを得ません。そのことが、どういうふうな論議を経てこういうふうになってしまったのか、そのあたりが非常に理解しにくいところであります。

それと、今、部長がいろいろ説明をされましたけれども、本当に岐阜県一本になったときに、それぞれの地域の状況をどういうふうに判断する、あるいは高齢者の思いをどう取り入れていくか、そうしたことをしていくための体制をどういうふうにつくり上げていくかということについては、ほとんどまだ明らかになっていないと思えますね。だからこそ、今きちんとしていかないと、どんどん始まっていったって、本巢市のような小さなところの意見はどんどん無視されて、全体として進んでいってしまうという危険性を感じざるを得ないわけです。これまで関係の市町の間で話し合い

の場がどういうふうに持たれてきたということも含めて、市長から答弁をいただければというふうに思います。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

まず、広域連合の議会構成についてでございますが、既に第8条に出ておりますような42対7が議会議員の方だという形になっております。このことにつきましては、今準備委員会がありまして、その中でもかなり議論がなされました。同様の発言がございました。最終的にこのような形でお願いするわけですが、首長は、議員の皆様もそうですが、この医療保険というものについてそれぞれ責任ある立場でございます。そういう責任ある立場の者が、行政の長としての立場の者が集まって議事を構成した方がより状況がわかってくるということでございます。そういう話し合いがなされたわけでありまして。うちの本巢の広域連合の場合は、議員の皆様と執行部は連合長・副連合長という形で構成しております。議員の皆様方ばかりで構成した場合には、今度は圏域の広域連合でございますので、執行部42人を執行部側に座らせるということも不可能でございますし、かといって、そうすると各首長の意向が十分反映されないというか、間接的に聞くことになるということで、執行者として責任のある者が議会構成をさせていただくということで、議会の皆様には執行者から、広域連合の委員という形になるんですが、委員から十分報告をさせていただき、御議論いただいて、持ち帰って広域連合で協議するというような形で最終的に決着を、こういう形での提案をお願いすることになったわけでございます。そういう経過があるということでございます。

また、平均的な保険料等になるんじゃないかということ、あるいは切磋琢磨というようなことも言われましたが、首長がこういう問題で一堂に会するのは国民健康保険でございますが、ここは議会構成ではありませんもんですから、どうしても代理人になつたりいたします。今度はこの広域連合は議会でございますので、代理人というわけにはいかないわけですし、本当にそれぞれの首長が出て、真剣にその医療保険の問題につきまして十分協議をしていくということ、そして情報交換も十分できまして、それぞれの市町の利点・欠点もわかってくると思いますし、保険料につきまして御意見はございましたが、これも各市町の給付というようなものがわかるわけでございますので、大変多いところはどこに問題があるかということで、またこれは首長自身が問題としてとらえなきゃいかんということもそういう点でわかってくるというように、非常にいろいろ議論がありまして、こういう形になったわけでございます。

今、鶴飼議員の御質問のような趣旨の議論もなされた上で、こういう形で提案させていただいているわけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

広域連合というのは、本来的には、それぞれの自治体が一つの特定の目的を持って、寄り集まって構成するものです。したがって、加盟・脱退というのが原則的に自由なものだというふうに理解しておりましたけれども、今回の問題に限っていえば、国が法律で決めて強制的につくらせると。脱退も当然認めないというやり方なんです。だから、そのことがまず第1に問題だろうと。それは国の法律の問題ですので、あえて先ほどは言いませんでしたけれども、それがまず問題だということと、その中身の問題でいえば、先ほどちょっと触れましたように、市長はいろいろ説明されましたけれども、仮に議員をもっと入れると市町村長の居場所がなくなってしまうような言い方をされました。要するにそれほど矛盾がある、岐阜県一本でやろうとするとそういう矛盾が出てくるということの反映でもあろうというふうに思います。

保険料についても、一体どうなっていくかということは、先ほど市長もいろいろ実態がわかって、それぞれのよくないところの市町村長はもっと努力をせなと周りからいろいろ言われるだろうと、だからその中でよくなっていくというような意味合いを込めて言われたのかなというふうに思いましたけれども、現に今、この岐阜県の中だけを見ても、市町村長の姿勢は相当な開きがありますね。町村の実態も開きがあります。そうした中で、これらがうまく機能する保証はどこにもないだろうと。そういう意味では、いっぱい問題を抱えて見切り発車するような気がしてなりません。

さらに、これが次に国保についても県一本化という方向に向かっていくステップになっているというふうにも、国の方針などを見ておきますと当然考えざるを得ないという状況の中で、医療改革全体の中での重要なステップだというふうに先ほど部長は言いましたけれども、だからこそ私は非常に慎重にならざるを得ないというふうに思っており、これほどの問題を抱えた今回の広域連合及び後期高齢者の医療制度の設置については、しっかりと反対をせざるを得ないというふうに認識しております。

以上、反対討論といたします。

○議長（上谷政明君）

原案に反対者の討論がありました。原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

今、鵜飼議員と市長の間の質疑を聞いておまして、私もこの連合議会の議員構成について、ちょっと疑問を実は持っておりました。それはどういうことかということ、鵜飼議員の質疑の中で、広域連合議会という部分についての認識は、私自身の中ではもとす広域連合を初めとする部分でしか

なかったものですから、あとは一部事務組合方式かなど。今回、一部事務組合方式ともとれる連合議会構成だという形で認識をし、ずっと自分なりに精査をしてきたんです。

今、鶴飼議員の御指摘のあった部分で、私は議員として本巢市の最高責任者の方が、いわゆる本巢市長が議員として連合議会に参加されるのは、おのずから執行をされる部分について、執行して集めた金をみずからの議会でかけていかれる、俗に言うと、今度は私たちと攻守逆転をして、連合議会の中で活躍していただけるものだというふうに見ておりますし、当然こういった形での連合議会の構成については、市長みずからが執行されるお金の中で、みずから議会の中で執行されていくお金をどういうふうに判断し、また本市に持ち帰って報告されるのかも、実は期待をしております。そういった意味で、国の定めたものの中で、一つの医療制度改革とつながる中で、この連合議会の規約については賛成をいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第88号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をします。20分から再開します。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

日程第13 議案第89号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第13、議案第89号 本巢市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約についてを議題といたします。

議案第89号については、文教福祉委員会に付託してありますので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 大熊和久子君。

○文教福祉委員会委員長（大熊和久子君）

議案第89号 本巢市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約については、郵便局の事

務処理が突然に中止または変更となった場合は、規約の第5条第1項と第6条を適用することによいのか。また、同じように農協が業務を中止、変更した場合はどうなるのかとの質問に、杉山市民環境部長から、第6条に連絡会議を設けており、この条文を適用することによい。また、農協についても今回ごみシール等の販売をお願いすることになり、そういったことがあれば話し合いの場を設けたいとの答弁でした。

議案第89号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 臼井悦子君。

○4番（臼井悦子君）

本巢市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約につきましては、さきの本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例に関連する当規約につきましては、単に戸籍、住民票等の諸証明事務の一部にとどまるものであり、現在の外山連絡所業務に比べ、地域住民にとっては大変不便であると考えますので、この規約につきましては反対いたします。

○議長（上谷政明君）

原案に反対者の意見があります。原案に賛成者の発言を許しますが、ありませんか。

[挙手する者あり]

はい、19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

先ほどの支所設置の条例にかかわってくる案件に属するものという感覚で、私は受け取っておりますが、先ほどの賛成討論でも申し上げましたとおり、支所、あるいは連絡所が廃止になってくる場合、市民のよりどころの場所がなくなってくるということについては、捨てがたい感情は市民一人ひとりの持つものであるというふうに思います。

今度、郵便局、あるいは農協におけるこうした事務の受け付けをされること、ある意味で、今まで連絡所・支所で行われてきた部分も、この郵便局、あるいは農協がさらに市民に今まで以上に愛されるような場所になって、市民の交流の場になっていくことも期待もしております。そういった意味において、今回のこの規約については賛成するものであります。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第89号 本巢市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第95号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第14、議案第95号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案第95号については、産業建設委員会に付託してありますので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

では、御報告いたします。

議案第95号 市道路線の認定については、本巢地域の市道の行きどまりは基本的に好ましくないが、市の考え方についての質問に、服部産業建設部長から、旧4町村のものを引き継いだ、市としての基準があり、延長55メートル以上の道路は回転場を設けることになっているとの答弁でした。

また、現地の中に排水路が片側だけのものがありましたが、片側だけでよいか、その基準についての質問に、服部産業建設部長から、道路を挟んで両側を開発する場合には両側に排水路が必要、また農地であれば設置しない場合もある。もう一度基準を確認しますとの答弁でした。

また、今回道路認定の中で、真正1211号線だけが幅員5メートルで、ほかの道路は6メートルであり、基準はあるかとの質問に、服部産業建設部長から、開発基準の中で市道から市道に通り抜けできる場合は幅員5メートルでも認定するとの答弁でした。

議案第95号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第95号 市道路線の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第15 議案第96号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第15、議案第96号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

補正予算書の11ページの民生費で、中身の説明が十分なかったのと、額がそれなりに大きいのでちょっとお伺いいたしますが、民生費の社会福祉総務費の社会福祉協議会の補助金 203万 7,000円、そして老人福祉費の補助金、介護保険サービス事業補助金 610万 8,000円、その内容と、そして今の段階でこれが出てくる理由もあわせて説明をいただきたいと思います。

○議長（上谷政明君）

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、11ページの一番上でございますけれども、社会福祉総務費の負担金、補助及び交付金 203万 7,000円でございます。これは社会福祉協議会の補助金ということでお願いをするわけでございますけれども、これにつきましては、もとす広域連合からの受託事業、包括支援センターの収入見込み額が当初予定よりも大きく減少する見込みであり、その人件費の組み替えに伴う補助金の増額分でございます。

その内容を少し申し上げますと、要支援のケアプランでございますけれども、当初予算時は従来どおりの 8,500円で組んでございました。しかし国からの改正が3月に示されまして、半分以下の 4,000円になったということにより、大幅に収入見込みが減ってきたということによりまして、補助をお願いするというものでございます。

それから、老人福祉費の負担金、補助及び交付金でございますが、介護保険サービス事業補助金といたしまして、610万 8,000円お願いをするわけでございますけれども、これにつきましては、

介護のケアマネジャー1人当たりのプランの作成の上限が月39件までというふうに設定をされ、39件をオーバーした場合は全体の40%が減額になるということでございます。そうなりますと、プラン難民が出るわけでもございまして、これを防ぐため、39件を超えてもプランを立てていただいて、39件を超えたことによりまして40%の減額となります。その部分を補正でお願いをするというものでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

今、お伺いしたような問題については、別に国の制度上の問題もありますので、とやかく言うことはありませんけれども、特に今回の補正予算では、先ほど広域連合の規約が出てまいりましたけれども、そのときにも申し上げましたように、負担金が今回ここで66万円含まれています。そうした後期高齢者の医療制度の広域連合については、先ほど申し上げたように多々問題がある、その予算が組まれているという点から、やはりこの補正予算についても異議を唱えざるを得ないというふうに理解をしておりますので、反対をしたいと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

原案に反対者の発言がありました。原案に賛成者の発言を許しますが、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、17番 大西君。

○17番（大西徳三郎君）

今回の補正予算に関しては、18年度も半ばを過ぎて、ある程度の補正が出てくるということは当然だと思いますし、今の反対の討論の中で、後期高齢者の広域連合についても話がありましたけれども、先ほどの後期高齢者がこれから発足していくということについても、岐阜県においても、我々平地に住んでおりますので、まだこれから高齢化率が上がっていく面で、県全体でいろんなことをやっていこうという趣旨ではないかと私は思ったりするわけで、そういうことについて予算化されていくということは当然ではないかと、そんなようなことから総合的に今回の補正予算については賛成をいたしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第96号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第97号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第16、議案第97号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第97号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第98号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第17、議案第98号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第98号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これで午前の会議を終わります。

1時から再開をしますので、1時に参集ください。

午前11時38分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

日程第18 認定第2号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第18、認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

認定第2号については、各常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議の結果報告をお願いします。

最初に総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

報告いたします。

認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部、企画部、議会事務局及び根尾総合支所に属する決算についての各協議については、市税不納欠損及び差し押さえ状況についての質問に、中島税務課長から、不動産は差し押さえを行っているが、滞納金に当てはまるまでには至っていません。預金については差し押さえし、滞納金に充てていますとの答弁でありました。

また、高木助役さんから、県に職員を派遣し、滞納について積極的に徴収を実施しており、成果が上がっていると報告がありました。

総合カレンダーの内容についての質問に、石川秘書広報課長から御意見をいただき、改善に努力しますとの答弁でした。

防災マップの避難場所について、近くに小学校があるのに遠くの避難所に行かなければいけないのか。リバーサイドモールとかモレラ等の商業施設を利用できるように検討してほしいとの質問に、高田総務課長から、商業施設を避難場所としての指定はなかなか難しい。一丸ファルコス等の工場

については、地域の方と市が入って覚書等を締結して、現在進めている最中であるとの答弁でした。

委員会では、以上のような意見でありました。

○議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員長 大熊和久子君。

○文教福祉委員会委員長（大熊和久子君）

認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、市民環境部及び根尾総合支所に属する決算については、質疑はありませんでした。

認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、健康福祉部及び根尾総合支所に属する決算については、質疑はありませんでした。

認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、教育委員会に属する決算については、給食費の滞納者はどのくらいあるのか、また滞納者にはどのように連絡をしているかとの質問に、堀部事務局長から、滞納者は平成10年度からの延べ人員 216名があります。滞納者には通知、電話、訪問等をお願いしていますが、なかなか払ってもらえないのが現状でありますとの答弁でした。

委員会では、以上のような意見でありました。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは報告させていただきます。

認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、上下水道部、根尾総合支所に属する決算については、質疑はありませんでした。

認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、産業建設部、林政部及び根尾総合支所に属する決算については、平成15、16、17年度、モレラ及び西部連絡道路などの建設の中で、県の外郭団体の建設研究センターの委託が多い。委託先が決まっているような形態でよいのかとの質問に、服部産業建設部長から、今後、可能な限り地域業者の活用を図っていききたいとの答弁でした。

不用額について、一定額以上のものは資料を提供してほしい。執行部の考えはどの質問に、守屋収入役から、今後、各部で予算現額の30%かつ20万円を超えるものは資料を提供できるよう検討したいとの答弁でした。

農業振興費の負担金及び交付金の不用額 507万円は何かとの質問に、山田農政課長から、ぎふクリーン農業支援事業、農業振興整備事業の不用額が主なものでありますとの答弁でした。

富有柿の里の不用額についての質問に、山田農政課長から、賃金において、雇用について冬場は雇用しなかった。また委託料、シルバー関係30万、清掃費30万、空調関係30万、エレベーター16万

が不用となりましたとの答弁でした。

観光費の委託料減についての質問に、奈良村商工観光課長から、公園管理経費の節減と桜の駐車料金の期間が短かったためとの答弁でした。

また、猿被害の対策についての質問に、山田農政課長から、来年度に犬による猿追い犬を試験的に行い、効果を見て検討していきたいとの答弁でした。

また、本巢市南部地域において、ヌートリアで困っている所以对策をお願いしたいとの要望がありました。

委員会では、以上のような意見でありました。

○議長（上谷政明君）

以上で、各常任委員長からの協議の結果報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

少しだけですが、まず一つは、17年度から69歳以上の医療費無料化を県が廃止したことに伴って市でも廃止をするということになりましたけれども、それによる市の持ち出しの変化、16年度、17年度を比較してどうなのかということについてお伺いしたいというのが第1点であります。

二つ目は、事業報告書に基づきまして、8ページに消防団員の出勤状況が載っています。この中で、特に災害とかというのは、いろいろ仕事の都合で出られない場合もあると思うので、訓練出勤のところを見ても、それぞれ回数と出勤人数が書いてあります。それを見て、1回平均何人参加しているかなということを見ていきますと、上から根尾、本巢、糸貫、真正という順番になっておりますけれども、28.9人、32.1人、41.7人、31.5人。それだけではわかりにくいので、17年度の消防団員の数、それぞれ63人、73人、50人、67人という消防団員の数に対しての比率を見ますと、根尾45.9%、本巢44.0%、糸貫83.4%、真正47.0%という出席率になります。ということで、非常にアンバランスであるということがこれを見てわかるわけですが、こうなっている現状については、このまま放置しておいていいというふうにはなかなか言えないと思うんです。一番多いところと少ないところを見れば倍ほど違うという状況があるわけで、総務部長でじゃあこうしますとは言えないにしても、消防団ときちんと話し合っ、て、団員の選出の問題もあるだろうし、また消防団としての活動の問題もあるかもしれない。いろんな問題があるだろうとは思っているので、この現状を踏まえて、今後の対応について検討をやっぱり進めていくべきではないかというふうに思いますので、そのあたりの考えをお伺いしたいと思います。

もう1点は、25ページの生活保護でありますけれども、17年度は35世帯60人、1,000人当たり1.7ということですが、だんだんこれはふえてきているようには思いますが、それでも都市部、あるいは岐阜県下の状況から見ると非常に低いというふうに思うんですが、まずその辺の状況

がどうなっているのか、経年の状況がどうなっているかということについて、まずお伺いしたいと思います。とりあえず以上です。

○議長（上谷政明君）

まず1点目、医療費の無料化の件についてを市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、ただいまの御質問の69歳以上老人の医療費の無料化につきましてでございますけれども、これにつきましては、17年4月から一応この助成が廃止ということになりましたが、1年は経過措置ということで、17年度も助成がございました。それで16と17の市の負担額、持ち出し分でございますが、この額につきましては、16年度が9万 1,732円でございます。それから17年度が77万 6,671円という数字でございます。よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

2点目、消防団の件について、土川総務部長。

○総務部長（土川 隆君）

消防団の出動状況、またそれに対する今後の対応といった御質問に対してお答えいたします。

まず、消防団の方々には、ほかに職業を持ちながら地域における消防・防災、あるいは救助・捜索活動等に大変御尽力いただいております、感謝申し上げる次第でございます。

御指摘のありました消防団員の、特に訓練における出動状況につきましては、ごらんのとおり4地域の消防団を比較いたしますと、確かに格差があります。これにつきましては、それぞれ地域の特殊事情によるものであると考えておまして、また消防団員の確保につきましては、毎年各地域の自治会長会に選考基準をお示しいたしまして、選出していただいておりますが、該当者が少ない地域につきましては、その選出について各自治会長、また役員の方々に大変御苦勞をかけておる実情でございます。今後におきましても、各地域の自治会長さん方に引き続き出動可能な消防団員の選出に御協力をお願い申し上げていきたいと考えております。

非常時における、あるいは緊急時における消防団の出動につきましては、18年度から四つの地域の消防団を一つの消防団ということで統合していただきまして、その中で四つの各方面隊が設置されておるわけでございます。この方面隊につきましては、出動・活動区域は設定しておりますが、非常時・緊急時につきましては、その活動区域を超えた活動をしていただくということになっておまして、ことしも根尾地域に発生いたしました水難事故とか行方不明者の捜索等、これにつきましても、根尾地域の消防団じゃなくて、今の本巢、あるいは真正、糸貫の方面隊も出動いたしまして、そういった活動を行ったわけでございます。

確かに訓練に対する出動はばらつきがあって、低いところもございますが、そうした緊急時、非常時につきましては、市内消防団が連携をとりながら住民の安心・安全に対しまして取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

3点目、健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、生活保護の経年の状況につきましてお答えをします。

16年度でございますけれども、被保護世帯は24世帯、被保護住民は44人、保護率は1.3でございます。17年度は、ここに計算してありますように35世帯60人の1.7ということでございますが、17年度の県下の平均が3.15でございます。それから県下の市の平均が3.41ということで、非常に高い率を示しておるということでございます。

それから今年度、18年度でございますけれども、12月1日現在で申し上げますと、被保護世帯が37世帯、被保護人員が60人ということで、前年とほとんど変わっていないということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

特に生活保護のことをお伺いしたのは、御承知のとおり北九州市で餓死者が出ると、行政からいえば水際作戦で、申請すら受けないという状態の中で餓死者が生まれたということで、大きな問題になりました。今、岐阜県下の状況も含めてお伺いしますと、非常に本巢市は低いから、一面ではいいんでしょうけれども、全国的に見ても農村部は非常に生活保護の受給率が低い、都市部へ行くと非常に高いということが統計上も明らかになっております。

そういう中で、この数字について云々ということはありませんけれども、ただ、今申し上げた北九州みたいに、非常に変な形で対応することによって、例えば相談がどれだけあった、あるいは申請がどれだけあった、でも受けられたのがこれだけということなのかどうなのか、そのあたりがわかりましたら、それも教えていただきたいというふうに思います。

○議長（上谷政明君）

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

11月でしたか、岐阜新聞で報道されておりました今のお話のように、北九州市においては保護していなかったために餓死をしておったということでございます。その新聞を見て、私どもではどのくらいの相談件数があるのかということ調べてございました。

平成16年で申し上げますと、相談件数は18件でございます。その18件のうち、そういった生活保護に関係のない案件もございまして、対象外と申しましょか、それが3件でございました。残り15件が対象の相談ということでございますけれども、その15件のうち3件については、相談を受けた時点で資産、あるいは預金があるというようなことから対象にはならないということでございます。それで、残りの12件につきましては申請書をお渡ししました。その申請書が出てきた時点でいろいろと調査をするということでございますけれども、申請書は12枚お渡ししたわけですが、出てきたのは6人から出てまいりました。残り6人は思い直したといいますか、出てこなかったとい

うこととでございます。その6人をさらに調査しました結果、保護開始となったということとでございます。15件に対しまして6件が保護を受けることになったということとでございますので、開始率としますと40%ということとでございます。

それから17年におきましても、同じく相談件数は18件ございました。その中で対象外が2件ございますので、残り16件が対象ということとでございます。その16件のうち1件は該当しないということとありますので、残り15件について申請書をお渡ししました。その15件のうちの12件が申請書が出てまいりまして、調査をした結果、保護を開始すべきだということとでございます。12件保護を開始させていただいたわけですけれども、これが先ほどの決算書に出ております35件、前年から比べますと24件が35件にふえたという理由にもなるわけとでございますけれども、開始率といえますと75%ということとでございます。

それから今年度でございますけれども、18年度におきましては今月の6日現在の件数でございますけれども、相談件数が10件ございました。その中で対象外が2件でございます。対象が8件ということと、その8件のうち2件が、先ほどのように預貯金があるとかということと対象にならないということと、6件申請が出てまいりまして、その6件すべてが保護を開始したということとでございますので、開始率としましては75%ということとでございます。

北九州市の低い率に比べますと、私どもの方は非常に高い率で対応しておるということになるかと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

その件は結構ですので、あと一つだけ、市長あるいは助役にお伺いしておきたいと思っております。

去年、17年度の予算をやるときに、そのときの議会においていろいろ申し上げましたけれども、その中の一つに、入札について、工事請負契約の議案に関して、いきなり提出して、いきなり採択をするというのはおかしいのではないかと申し上げたわけとありますけれども、今回、後でまた出てまいりますが、それもけさ内容の報告がありました。できればこういったものについては、17年度の経験も踏まえて、少なくとも19日に説明があってもよかったのではないかとこのように思いますが、そういったいろいろ大きな事業について、事前にきちんと報告なり説明なりをするということが、やはり17年度欠けていたというふうに私は思っておりますけれども、その点について今どのようにお考えなのか、これからのことも含めて、見解なり、またお気持ちをお伺いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

助役 高木巧君。

○助役（高木 巧君）

今回、追加提案をさせていただいております件につきましては、非常に私どもの事務上の時間を

とり過ぎたということもございます。そんなことで、前回、多分17年度の議案につきましてもそういうことであったのかなと思うんですが、いずれにいたしましても、追加提案をするという形での提案方式というのは、私どもとしては決して褒められることではございませんので、重々そのあたりを承知いたしました上で、議会に余裕のある提案をさせていただくようなことは当然執行部として考えるべきことでございますので、今回の議案につきましてもそうですし、前回の17年度の議案はちょっと記憶にございませんが、そういう中で、余裕のある時間を取りながらの事務をお願いし、なおかつ追加提案という形での処理の仕方につきましては、極力ないようなことで対応してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

あえて今回言うつもりはありませんでしたけれども、ちょっと誤解があるようなので言っておきますけれども、追加提案はいろんな事情の中でやむを得ない場合があるので、そのことを今申し上げているわけではなくて、追加提案するにしても、一般的には最終日に提案されるので、その前にどこかで説明する機会がある場合にはぜひそれをやってほしいと。だから、今回のことと言えば、できれば19日にやってほしかったと。追加提案そのものを云々しているわけではありません。そういう意味ですので、誤解のないようにお願ひします。

○議長（上谷政明君）

助役 高木巧君。

○助役（高木 巧君）

私が若干質問の趣旨を取り違えておりましたが、19日の説明ということにつきまして、もう少し対応の仕方があったのではないかというようなお話かと思いますが、こういった事案につきましては、今後そのような姿勢でもって対応させていただきますので、お願ひしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

17年度の一般会計については、昨年3月議会において幾つかの問題点を上げて反対討論をいたしました。その中の一つは、この予算が住民の暮らしにとって一体どうなのかという点です。もう

一つは、民主的ルールにのっとってきちんとやられているかどうかという、主にその二つの点を申し上げたつもりであります。住民の暮らしという点についていえば、先ほど申し上げた69歳以上の無料化を廃止する、そのことによってどのくらいの影響があるかということで、先ほど市民環境部長に数字をお伺いしたわけではありますが、そういうような状態の中で、本当に暮らしを守っていかうという点から考えれば、もっと違った対応の仕方があったのではないかと。あるいは配偶者特別控除の廃止、こうしたものも17年度はありました。今、景気が若干上向いていると言いながらも、庶民の暮らしについてはさらに悪化の一途をたどっているのではないかと、これからどんどん負担がふえてくるのではないかと不安を多くの人々が持っておりますし、新聞にもそのことが明確に言われるようになってきている状況であります。そういった中で、なおさらそうしたことが一つ一つきちんと考えられていかなければならないというふうに思っています。

二つ目のルールの問題について、特に昨年取り上げましたのは、断層公園の取り組み方、物事の進め方について申し上げました。それについてはその後是正をされましたので、それはそれでよかったと思いますけれども、そういった形で一つ一つのものがきちんと話し合いをされ、民主的にルールを経てきちんとやられているかという、どうも不安があります。

例えば、補助金のカットとかということもございました。これについても、カットする理由はそれなりにはあるし、正当性もそれなりにはあるだろうと思っておりますけれども、一方的に市で決めたからという形ではなくて、それを決める前の段階で、関係者、住民とどう話し合いをし、合意を得ていくかという、それが一つのルールだと思うんですが、そのあたりがどうしても欠けていたというふうに思わざるを得ませんし、その流れが残念ながらまだ18年度も若干残っているような気がいたします。そういったことについて、今後きちんと是正をしてほしいということを申し上げ、また最後には、12月議会で職員給与の改定の問題がありました。これは実質削減になるという内容でありました。これは人事院勧告に従ったというものでありますけれども、それぞれの地域の実情から出発して、職員給与も考えられて、しかるべきだというふうに思います。ところが残念ながら、現状では人事院勧告に従ってということではいけないので、これについても当時反対をいたしました。そうしたこの17年度中にいろいろあったこと、思ったことを申し上げて反対討論としたいと思いません。

○議長（上谷政明君）

反対討論がありました。賛成の討論がありましたら承ります。

[挙手する者あり]

はい、19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

反対討論がありましたので、賛成討論を行っていきたくと思います。

17年度の当初予算の編成時は、今のこの議会構成ではなく、当時48名だったというふうに記憶しております。その中で、合併後、本巢市になって初めての本格的な予算、16年度はまだ旧町村時代のいろんな積み残し事業を引き継いできた中で行われ、17年度において内藤市長が初めて手がけら

れたと言える予算であったというふうに私は記憶しておりますし、その部分の中で御意見を申し上げてきた経緯がございます。

いろんな課題を持って合併をしてまいりました。その中で一つ一つ、まだ積み残した事業もありますけれども、厳しい財政状況の中、効率的な支援策を設けながら当初予算を苦慮して組まれ、各種団体への補助金の部分に対しても厳しい査定が行われたことも事実であります。そうした中で、今、社会情勢の中で景気が上向いているとはいえども、税収の伸びは非常に厳しい中で、あるいは交付税歳入が厳しい中で、こういった予算を獲得する中で、17年度の事業推進をやってこられ、今御議論いただいたように非常に効率的な行政をさらに進めるという厳しい状況の中でのこの決算状況を見るにつけ、私は認定すべきものと賛成をいたします。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第19 認定第3号及び日程第20 認定第4号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

これより日程第19、認定第3号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてと日程第20、認定第4号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを一括議題といたします。

認定第3号と認定第4号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 大熊和久子君。

○文教福祉委員会委員長（大熊和久子君）

審査の結果報告をいたします。

認定第3号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、質疑はありませんでした。

認定第4号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算については、後期高齢者医療広域連合が設置されるが、老人保健医療特別会計へのかかわりについての質問に、杉山市民環境部長から、今回75歳以上の高齢者を対象に後期高齢者の広域連合を立ち上げる。現在老人保健医療に加入されている75歳までの方は、75歳になるとこの制度に移行することになりますとの答弁でした。

認定第3号、認定第4号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（上谷政明君）

認定第3号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者あり]

ちょっと休憩します。

午後1時34分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

訂正がありますので、市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

73ページの事業報告書の一部訂正がございますので、お願いをいたします。

国民健康保険の施設勘定関係、第5でございます。そちらの中で、まず1の訪問看護患者数というのがございます。根尾診療所に横棒が書いてあると思います。これについては、前日も鶴飼議員の方から御指摘があったということで、ゼロという数字が正しいのではないかといういきさつがございました。そういった経緯を受けて、私ども修正するのが本当でございましたが、直っておりませんでして、そのまま横棒の形で今回も出ささせていただきました。実際に根尾については制度はありますが、要はこういった訪問看護の患者数としてはなかったということで、表記的にはゼロが正しいということでございますので、ゼロということで修正を願いたいということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

質疑なしということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第3号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第4号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第21 認定第5号から日程第23 認定第7号まで (委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長 (上谷政明君)

日程第21、認定第5号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから日程第23、認定第7号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。

認定第5号から認定第7号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長 (道下和茂君)

それでは報告いたします。

認定第5号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、17年度当初予算において、加入分担金が16年度に比べ大幅な減額をしているとの質問に、杉山上水道課長から、16年度3月補正で420万減額しておりますとの答弁でした。

認定第6号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、公債費の推移の資料の提出が求められ、内容について林上下水道部長から説明を受けました。また内藤市長からは、今後、金原、佐原地区の農集事業、糸貫地区の公共下水、外山地区の3集落の水源地の統合と、管

路布設が必要であります。これに加え、斎場、分庁舎問題も含めながら検討したいと述べられました。

認定第7号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、質疑はありませんでした。

議案第5号、議案第6号、議案第7号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（上谷政明君）

認定第5号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第5号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第6号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第7号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第24 議案第99号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第24、議案第99号 工事請負契約締結について（糸貫川多目的広場（1工区）整備工事）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案の追加をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第99号 工事請負契約締結についてでございます。

工事名は糸貫川多目的広場（1工区）整備工事で、工事内容は駐車場の舗装、あずまや、駐輪場、トイレの設置及び植栽等の工事でございます。

12月14日に、事後審査型制限つき一般競争入札を行いまして、1億5,114万7,500円で落札されました。契約の相手方は、本巢市仏生寺639番地2、株式会社堀部工務店 代表取締役 堀部好秀氏でございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいまして、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第99号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

それでは、糸貫川多目的広場整備工事について、御説明をいたします。

この工事の内容の主なものにつきましては、舗装工事、土どめの工事、さく工事、排水工事、施設工事、設備工事、植栽工事等でございます。

整備の主なものにつきましては、グラウンドの整備約1万200平米、それから遊歩道の整備1,279平米、駐車場の整備1,496平米、駐輪場1棟及びトイレ等の整備を行うものですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第99号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第99号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第99号 工事請負契約締結について（糸貫川多目的広場（1工区）整備工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25 発議第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第25、発議第7号 全国森林環境税の創設を求める意見書についてを議題といたします。

発議第7号について、提出者の説明を求めます。

提出者、8番 道下和茂君。

○8番（道下和茂君）

それでは発議第7号の提案説明をさせていただきます。

お手元に配付されております発議第7号の全国森林環境税の創設を求める意見書の提案説明でございますが、本来なら読み上げるのが本旨でございますが、要点の説明で終わらせていただきます。

森林の持つ公益的機能に対する関心と期待は大きくなってきています。京都議定書の目標達成計画では、我が国に課せられたCO2の削減目標の6%のうち、3.8%を森林の吸収で確保するとしています。しかしながら、林業は木材価格の低迷や後継者不足などで、林業関係者だけの森林管理や保育が困難となり、放置山林が急増しています。森林を有し、森林を熟知する行政が立ち上がらなくてはならないが、過疎化と少子・高齢化が進み、加えて今日の厳しい財政状況から、継続し山林を守る役割は限界に来ています。

本巢市におきましても、3万4,196ヘクタールの広大な山林がありますが、年々荒廃した放置山林が増加する一方です。森林は命の水をはぐくみ、流域を潤し、大気を浄化し、災害から国土を守る国民共有の財産としての維持・保全をしていくためには、山村地域の住民や自治体のみならず、全国の自治体が一緒になり、森林・山村を育て、水や空気を守っていくという国民的認識と、森林を後世へ引き継いでいく盛り上がりが必要であります。

森林を有する市町村や山村地域の住民が、森林の維持・育成のための財源を確保できるよう強く求めるものでございます。

本巢市議会としても、政府などに創設を強く要望することが必要と思われまますので、意見書を提出するものであります。

何とぞ御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

2点伺います。1点目は、本当は全協で議運の報告があったときに、質問の時間があればそのとき言えばよかったんですけども、なかったのでここで聞きますが、提出者として道下議員、あと賛成者2人ありますが、たまたまか意図的かどうか知りませんが、議運のメンバーですね。今まででいうと、こういったものがあつたときには、それぞれの関係の委員会で審査をしてくださいというふうに来るのが多かったと思うんですが、今回それを省かれてこういう形で出されたというのはどういう意図なのか、お伺いしたいと思います。

それともう1点は、今度は中身についてですが、私たちも基本的にはこうした森林環境税に必ずしも反対というわけではありませんけれども、いただきました資料の一番最後に、経済産業省はという部分がございます。この中で、経済産業省は平成18年度の税制改正要望の中で、環境税の導入については、初めに導入ありきではなく、国民的議論を踏まえて検討すべきとしているという文言

がございます。まさにそのとおりだと思うんですね。結果的に、森林環境税の導入へ進んでいくということについては、別に必ずしも異論は申し上げませんが、今の段階で考えれば、こういった国民的合意をどう形成していくかというところに努力すべきだろうというふうに思うんです。国民的合意を得る努力をするということは、この目的税を課して、じゃあ一体何をやるかということが明確になっていかないといけない。それがこの意見書の中身で見ると、国民的な認識と森林を次世代へ引き継いでいくという気運を高める、要するに認識と気運を高めるために税金を課するというようなふうにもとれるような書き方になっています。

現に、この森林環境税が導入されている幾つかの県がございます。その中で、例えば和歌山県の例を見ますと、これまでの県民税の均等割 1,000円プラス 500円を上乗せして徴収するというふうになっています。でも、じゃあその 500円を、具体的にどういう事業目的を持って、どういう事業計画を立ててやっていくかということについては明確にされていないという実態があります。だから、私は最終的には方向性としては反対ではないけれども、くどいけれども、今の段階ではそれ以前にすべきことがあるんじゃないかというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○議長（上谷政明君）

どうぞ。

○8番（道下和茂君）

この部分につきまして、委員会で取り上げなかったということにつきましては、日程的にも委員会後に取り上げました。

〔「うそばかり言ったらいかん。最初にもらっておる、この資料は」と呼ぶ者あり〕

日程的といいますのは、これを出すかどうかということの一部検討しながら行っていたということで、その件につきましては、全協におきまして議運で取り扱いをさせていただきたいということをお委員長の方から申し上げておりましたので、そういうふうにさせていただきました。

○議長（上谷政明君）

19番 高橋君。

○19番（高橋秀和君）

この部分について、鵜飼議員の御指摘の議会運営委員会でどうであったかという問題なので、詳細な報告をさせていただきますと、議会運営委員会の中で、この問題についてどこの委員会で取り扱っていくべきかという中で、一番最初に産業建設委員会の方で扱っていただけたらどうかというお話を差し上げましたら、実は環境という問題からすると文教福祉委員会だと、税という考え方からすると総務企画と、この三つがまたがった形なので、じゃあどうしようかということで、この要点については、執行部でどこが一番環境税という問題についてはやったらいいだろうかという中で、やはり議会運営委員会の中で、最初は産業建設委員会でどうだろうかという話がありましたんですが、税という問題と環境という問題のことについて議論が出まして、じゃあしばらく待ちましようという形でお話を差し上げまして、再度議会運営委員会でお話をした中で、やはり取り上げていくべきだろうと。ですが、それぞれの常任委員会はずべて終わっているので、この中で発案していく

という形でどうでしょうかという形の経過があって、今回の提出になったということについては御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（上谷政明君）

続けてください。

○8番（道下和茂君）

1点目につきましてはそういうことでございますし、2点目の国民の合意をどう得るかということにつきましては、やはりこういう気運を盛り上げてからやっていくことも必要であると。また、今全国の幾つかの県で取り上げておりますのは県税でございますが、これはあくまで国民的、全国的な環境税、前は環境税でございましたが、全国森林環境税という形で創設を求めるものでございますので、趣旨を御理解賜りたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼君。

○21番（鵜飼静雄君）

1点目について、正直言ってまだ理解ができませんが、どちらにしてもそのことについてはきちんとどこかで諮って、議運でやろうということなら、それも一つの方法ではあるし、有志を募ってやるというのも方法であるし、いろんな方法があるので、別に所定の様式が整っておれば、それぞれの議員の権利ですので、どういう形でやられようと勝手にすけれども、やっぱりどこか筋道は立ててほしいということを申し上げておきます。

二つ目は、言葉じりをとるつもりはないわけですが、若干言葉じりをとらえて申し上げますと、国民的合意について、こういう気運を盛り上げて国民的合意をというような言い方をされたんですが、そうすると税金を取ってから気運を盛り上げるという話になっていってしまうので、それは逆でしょう。やっぱり気運を盛り上げて、国民的合意を得て森林環境税の創設に向かっていくのが流れだと思うんですね。金を取ればみんな認識するわという話ではよくないです。それは実際に、たしか奈良県か和歌山県かの県議会で提案者がそういう答弁をしています。とにかく創設すれば、みんな何で取られるんやろうということで、いろいろ考えるようになるだろうというような言い方をしておりましたけれども、それはやっぱり主客逆転しているので、まず合意を得ることが先だろうというふうに思っています。だから、そのあたりはちょっと認識が違うかなというふうに思います。

○議長（上谷政明君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鶴飼静雄君）

細々とは言いません。先ほど言いましたように、必ずしも反対ではありませんけれども、現時点においては同意することができないということだけ申し上げておきます。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありますか。

[挙手する者あり]

はい、9番 浅野君。

○9番（浅野英彦君）

我々本巢市は、市の土地は8割以上が山林ということですが、この気運を盛り上げるというところに反対者は納得していないようですが、我々、こういう場所にいる人間たちから発信をしていかなきゃといけないという意味で、やっぱりこういう意見書は出していくべきだと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 中村君。これは反対討論ですか。

○10番（中村重光君）

賛成討論です。

昨年、私は産建の委員長として1年間お世話になりました。そのときにも、この全国森林環境税の全国大会に、私と、いみじくも現在の道下委員長と、2人御出席をさせていただきました。

全国大会におきまして、各県・市町村ともこの全国森林環境税については高い関心を持って大会に臨んで、決起をしてまいりました関係上、この意見書については賛同するものであります。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第7号 全国森林環境税の創設を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第26 委員会の閉会中の継続審査申し出について

○議長（上谷政明君）

日程第26、委員会の閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務企画委員会委員長から、公共交通機関について調査・研究する必要

があるため、会議規則第 104条の規定による閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。
お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、総務企画委員会からの交通公共機関についての調査・研究を閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。
これを持ちまして平成18年第4回本巢市議会定例会を閉会いたします。
18日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。

午後 2 時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

